

官報

号外

昭和三十三年六月二十七日

第二十九回衆議院會議録 第八号

昭和三十三年六月二十七日(金曜日)

議事日程 第七号

昭和三十三年六月二十七日

午後一時開議

第一 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

肥料審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

日程第一 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(内閣提出)

経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案(内閣提出)

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

法案(内閣提出)

午後三時二十九分開議

○議長(星島二郎君) これより會議を開きます。

肥料審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

○議長(星島二郎君) お諮りいたします。

内閣から、肥料審議会委員に本院議員足立篤郎君、同重政誠之君、同永井勝次郎君、同三宅正一君及び参議院議員河野謙三君を任命するため、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たいとの申し出があります。右申し出の通り決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(星島二郎君) 御異議なしと認めます。よって、その通り決しました。

日程第一 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(星島二郎君) 日程第一、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。文教委員長坂田道太君。

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十三年六月十八日

内閣総理大臣 岸 信介

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律

市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び事務職員」の下に「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十二条第一項に規定する吏員に相当する者をいう。以下同じ。」を、「扶養手当」の下に、「通勤手当」を加え、「日直及び宿直に関する手当」を「宿日直手当、管理職手当」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

理 由

都道府県が負担する市町村立学校職員の給与の種類に通動手当及び管理職手当を加えるほか、規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は會議録に掲載〕

〔坂田道太君登壇〕

○坂田道太君 ただいま議題となりました内閣提出の市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案につきまして、その要旨及び文教委員会における審議の経過と結果について申し上げます。

本案の要旨は、市町村立の小学校、中学校、盲学校、ろう学校及び養護学校の教職員の通勤手当並びにこれらの学校の校長に対する管理職手当を都道府県の負担とすることであり、

御承知の通り、国立大学の学長、学部長等については、これらが管理、監督の地位にあることにかんがみ、すでに昭和三十一年度から、俸給の特別調整額、すなわち、いわゆる管理職手当が支給されております。義務教育の重要性にかんがみ、政府がすでに今年度の予算中に公立義務教育諸学校の校長に対する同様の手当を計上しておることは、各位も御承知の通りであります。

が、元来、市町村立義務教育諸学校の教職員の給与費は都道府県が負担することに法定せられておりますから、今回の校長に対する管理職手当につきましても、ひとしく都道府県の負担とすることを規定し、他の給与費一般の例にならしまして、その実支出額の二分の一を国が負担することにしようとするものであります。

次に、通勤手当につきましては、これまですでに御承知の通り、さきに国家公務員一般に対しまして新たに通勤手当が支給されることになりましたから、市町村立義務教育諸学校の教職員にも同様の手当を支給することとし、他の給与と同様に都道府県の負担とし、従って、その半額を国が負担するよう規定しようとするものでござい

ます。

以上が本案の要旨であります。本案は、御承知の通り、すでに本會議でも若干の審議が行われたのでありますが、去る六月十九日、当文教委員会に付託され、文部大臣から提案理由の説明を聴取した後、直ちに審議に入り、各委員から、本案における管理職手当と一般行政職等に対してすでに実施されているいわゆる管理職手当との性格上の異同いかん、校長は管理職なりやいなや、あるいは、本案における管理職手当の支給率七〇の当否いかん、あるいはまた、他の教育諸経費と比較して、その緊要度いかん、さらには政治的意図の有無など、細部にわたって熱心な質疑がなされたのでございます。これらにつきまして、文部大臣、人事院総裁等から、管理職手当につきましまして、第一に、校長は教育の現場において管理、監督の重大な責務を持つてゐるものであり、本手当の支給は当然かつ緊要であること、第二に、本手当の支給率は他の公務員に対する管理職手当支給の基準を十分勘案して定められたものであり、第三には、本案は、文教行政上の他の緊要諸問題と同様に、ひとしく緊要なものとするものであり、最後に、本案は何ら政治的意図のない点などについて答弁がございました。

さらにまた、本案と地方行政との関連について、二十五日地方行政委員会との連合審査を行うなど、慎重に審議されたのでありまして、これらの詳細は速記録によつて御承知を願いたいと存じます。

かくて、六月二十六日に至り、堀昌
堆君の質疑終了に際し、稻葉修君か
手）以上、御報告を申し上げます。（拍

提出せられ、その採決の瞬間、これと
ります。順次これを許します。
西村力弥君。

〔西村力弥君登壇〕

こさいです。遺憾ながら、議場はこれのために一時混乱に陥り、ついに委員会の審議は中絶のやむなきに立ち至ったのでございます。しかしながら、幸いに、間もなく、関係者一同の善処によりまして、再び審議を続行することが

○西村力弥君 私には、日本社会党を代表して、たぐいまれ議題となりました市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案に対して反対の意思を表明しようとするものであります。(拍手)

この法律案は、前国会においても提

委員長を代理し、辻原弘市君外十名提出の文教委員長不信任案は、堀島雄君の趣旨説明の後、採決の結果、起立少数をもつて否決となりました。従つて、不肖私、再び委員長席に着き、さきに混乱のため明確を欠いたと思われる稻葉修君からの質疑打ち切り勸諭を承け、

案され、一応の審議はされたのであります。その当時から種々重大な疑惑を持たれてゐたものであり、それが何ら解明されないまま今日に至つておるのであります。その一つは、校長が管理職であるという根拠についてであり、他の一つは、給与法上の問題であります。

を危のためあらためて採決に付した結果、起立多数をもってその動議は可決されました。

学校長がいわゆる複雑な仕事を要しているということとは、これは認めなければなりません。だが、しかし、

に對し、現行の給与制度を亂すおそれがある等の理由によつて、管理職手当に関する規定を削除する旨の修正案が提出されました。

本修正案に対する賛否の純了後、本案及び修正案を一括して討論に付し、日本社会党を代表して小牧次生君から、修正案賛成、修正部分を除く原案賛成の討論があり、自由民主党を代表して八木鐵雄君から、修正案反対、原案賛成の討論がありました。

少數をもつて否決し、本案は起立多數をもつて原案の通り可決せられました。

議の議を経て調整し、教員に対して指導、助言することを主たる内容とするものであります。

今、普通行政組織法のあり方を見る
きであると申さなければなりません。
(拍手)しかも、校長の職務の困難と責
を、授業中にもかかわらず、学校内に
立ちあらせてまで、権力による弾圧を

たるのであります。たとえば、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第二十條には、教育長は、事務局の事務に格づけすることによつて有利な報酬をたどれるようにしてあるのであつた、強化していることからしても、この管理職手当を支給することによつて、直接、間接たるを問はず、校長の非組合

この

と定められておるのであります。しかも、校長については、所属職員を監督するとのみ規定しているものであつて、指揮監督とは言っていないのであります。それから、学校長を持つ監督権なるものは、御管理権でないことは、明らかで、御管理権であること、われわれは、二重の優遇措置となるのであります。もし、どうしてもこの管理職手当を支給するとするならば、一般教員に対しては当然超過勤務手当を支給して、給与上の不公平、不均衡を同一の職場から排除すべきであると、われわれはきつつけ、権力の欲するままに駆使しようとするものであることは、否定できないことなのであります。これでは、多くの校長が、かえつて迷惑を感じ、さらには恥辱をさへ感じてゐるのではないでしようか。現に、高知県の校長

次に、給与法上の問題であります。昭和三十七年、第十五国会以来、一般職である国家公務員の中で管理、監督の地位にある者に支給されてゐる管理職手当、すなわち特別調整額は、その法制定当時の記録にも明確な通り、支給すべき超過勤務手当に強く要求するものであります。(拍手)

以上申し上げた当然の理を無視して、あくまでも、これを強行するならば、すべての報道機関が指摘しているように、校長に管理職手当を出すことによって校長を組合から離脱させ、それによって組合の弱体化をはかり、教育の権力支配を系統づけ、強化しよう

たちを初め、全国の校長たちは、管理職手当の返上を申し合せていると伝えられておりますが、このことは、この間の事情を明らかに物語つてゐると申さなければなりません。

私は、今、声を大にして政府及び自民党の諸君に申し上げたいことは、国民すべてが希望し期待する教育上の重

て、本質はあくまでも超過勤務手当なのであります。しかるに、教育公務員（指手）しかも、現在、一般行政職の管
と断ぜざるを得ないのであります。要な問題は、無理を押してまで校長に管理職手当を支給することでは漸じて
ないといふことであります。父兄大衆

に對しては、その職務の实体から、超
過勤務の把握が困難であるという理由
によつて、一律一号牌プラスして超過
勤務手当支給にかゝっているものでありま
す。給与法に明示されている、地方公
吏者に支給されている手当額は最低一
二%になつてゐるにかかわらず、わす
かに七割の金でもつて校長の良心を買
おうとする、自民党反動文教政策の中
で最も卑劣なやり方と、口をきわめて
の期待することは、たとへば、すし詰
め教室の解消や、科学技術教育の飛躍
的振興であり、老朽校舎の早急なる改
築、屋内体育場の建設、父兄の教育費
負担の軽減などであり、これらのこと

[illegible]

とせしめることであり、また、特別調
査種、すなわち管理職手当制定当時の
立法の趣旨を没却し、冒濫すること
であつて、このようなことは厳に慎しむべ
かつた事実から、また、最近、警察官
組合員化の法案を出そうとする策動が
ある管理職手当の財源をもつて、いまだ
身分の確立と待遇の大幅改善などは、
今直ちに実現されなければならないこ
とであります。なお、学校長に支給す

就職ができずにおる教育學部の卒業生を採用するに当たれば、約一萬名もの者に対して希望の職場を手配することができるといふことは、深く考えなければならぬことである。(拍手)

以上申し述べました通り、日本社会党としては、校長を中心として融和一体であるべき学校職場を破壊し、そうしてまた、法的にも無理なこの手当の支給を取りやめにして、最も緊要な、全父兄の希望する教育環境の整備にこそ熱意ある政策を打ち出して、全国二千五百万の児童、生徒が喜んで日々の授業が受けられるようにすることこそ、今の急務であると思ふのであります。

また、本法案中の通動手当については、われわれの年来の主張が実を結んだものでありますから、当然賛成であります。むしろ、その額を實際に即して引き上げるべきことを主張するものであります。校長に対して管理職手当を支給しようとする本法案には、日本の教育の百年の大計を守るという立場に立つて絶対に反対であることを申し上げまして、私の討論を終るものであります。(拍手)

○議長(星島二郎君) 原田憲君。

〔原田憲君登壇〕

○原田憲君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となつております市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案に対し賛成の討論を展開いたすものといたします。

(拍手)

本法律案の裏づけたる四億四千万円の予算は、すでに去る第二十八国会において成立をいたしてあり、これに伴う地方負担も措置されております。そ

の周、この問題に対する論議はすでになされておりましたが、国会解散のため、本法律案は日の目を見ずに流れておれば、当然前国会において成立しておらなければならぬ法律案であります。

今国会におきましては、ただいま委員長の報告にもありました通り、十分な質疑をなして、本日本会議に上程せらるるに及んだものであります。野党の諸君へ十分に十分過ぎる質疑の機会を与えたために、採決のときが二、三日もおくれたものであります。その審議の間を通じて明らかになること、学校管理の任にあるところの大学の学長、学部長等に対しては昭和三十一年度から手当がつけられておる点から見まして、小・中・高等学校の校長に対して、この管理職手当を付することは、当然なことであると確信するものであります。(拍手)

校長は、学校管理の権利を有する教育委員会より委任を受けて、学校教育法第二十八条により、校務をつかさどり、所属職員を監督するものであり、一般教職員の職務とは、明らかに別な考へるべきであります。過去において、学校管理を、当該学校において、だれが責任を負うのかさへ、あやふやな点があり、さういふ風潮のあるところから、学校内における児童の被害事件、あるいは頻発する火災事件等も、判然とした管理責任の不明確なところに往々にして起る、まことに憂うべき状態さへなしたものであります。この法律案の成立によりまして、学校管理の責任所在がより明らかになり、教育の目的達成に資することは、われわれの望むところでありませう。

また、給与体系上よりして、管理職手当はこれを乱すものであるという反対意見もありますが、現在の給与体系が、生活給より漸次職務給、能率給に変わりつつあるとき、新しく管理職手当を設けて、すでに学長、学部長等に及ぼしておるのは、決してこれを乱すものではなく、進歩と考えるものであります。小・中学校の校長にこれを及ぼすのは当然のことです。(拍手)

また、文教行政上の見地から、ほかになすべき種々の問題がある、たとえば、少し詰め学級の問題とか、理科教育の振興とか、給食問題とか、これらの解決をされておらないのに、管理職手当をことさら取り上げることは反対だとの説もありますが、文教行政は、施設、設備の充実だけではございませう。それも行政上必要ではあります。これもまたぜひ必要なのであつて、それをやらなければならないのは反対だといふのは、眞の反対の理由にはならないと存じます。(拍手)現に、過去において日教組では校長の管理職手当の実現をはかりながら、どういふ理由によるのか、今では反対しておること、諸君のうちで知っておる方が相当多いと思ふのであります。(拍手)これは、いたすらに反対せんがための反対論であつて、取り上げる価値のないものであります。

最後に、本法案は、校長と一般教職員の離隔策ではないかと、政府の日教組対策法ではないかとの質問がありましたが、それに対して、政府は、さういふ目的は存じておらない、単に管理職に対する手当をつけるにすぎないと答弁されておる。まさにその通りであります。現在の日教組の幹部は、

みずからその役員を選挙することもできず、大会において投ぜられた投票を開票できないという前代未聞の醜態を国民の前にさらし、国民のひんしゅくを買い、心ある教員はすでにいそをつかしておる状態でありませう。(拍手)かかる存在はおのずから消えていく運命を持つておるのでありますが、彼らは、教育の場において、現在なお子供を犠牲にしてまで非常識な行動をとつておるのを見ますときに、物事に筋道を通すことによつて、教育の場が正常の道に立ち戻ることは望ましいことであり、教育委員会、校長、一般教員、これがそれぞれ筋道を通して教育に専念し、その職務を果たすところに、文教行政の実は上り、子供たちのよき成長が見られるのであり、教職員組合は組合本来の仕事に邁進すべし、学校における教職員は校長を中心に児童、生徒の教育に専念すべし、その点からも、校長の存在を判然とすべしとの声は、国民大多數の声であります。(拍手)文部当局がこの点をもつと判然とすべしとさえ考へておる者の多いことを、当局にお伝えするものであります。

次に、通動手当の問題については、すでに一般の公務員については実施済みのものであり、これとの均衡を考慮するとき、何ら多言を要せず、きわめて当然な規定であると考えます。一日もすみやかに本法律案を成立せしめ、他の一般公務員並みに本年四月一日まで適及せしめることは、当然かつ緊急なことであると確信いたします。

これを要するに、私は自由民主党を代表して、わが国教育の振興のため一日もすみやかに本法律案が成立することを期待し、念願するものであります。

す。社会党の諸君も、どうぞ、この法案に賛成していただきたい。あなた方がこの法律案に反対するといふことは、先生たちの通動手当にも反対することになるものであります。諸君が一致して賛成せられんことを望み、討論を終る次第であります。(拍手)

○議長(星島二郎君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。この採決は記名投票をもつて行います。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。閉議。

氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

○議長(星島二郎君) 投票漏れはありませうか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。開議。

投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長(星島二郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長朗読〕

投票総数 三百七十七

可とする者(白票) 二百二十九

〔拍手〕

否とする者(青票) 百四十八

〔拍手〕

○議長(星島二郎君) 右の結果、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案を委員長報告の通り決するを可とする議案の氏名

安倍晋太郎君 相川 勝六君

九一

西村 榮一君	永井勝次郎君	中原 健次君	中島 巖君	中井德次郎君	土井 直作君	堤 ツルヨ君	塚本 三郎君	橘 兼次郎君	滝井 義高君	多賀谷貞稔君	田中 稔男君	田中 幾三郎君	鈴木 一君	東海林 稔君	島上善五郎君	櫻井 奎夫君	坂本 泰良君	佐藤觀次郎君	佐々木更三君	五島 虎雄君	小林 進君	小牧 次生君	小松 幹君	栗原 俊夫君	久保田鶴松君	北山 愛郎君	菊川 君子君	河野 正君	川村 繼義君	河村 正君	神近 市子君	金丸 德重君	勝岡田清一君	片山 哲君	春日 一幸君	加藤 錄造君	加賀田 進君	岡田 春夫君	太田 一夫君	大野 幸一君	大西 正道君
西村 閑一君	西尾 末廣君	中村 高一君	中嶋 英夫君	中澤 茂一君	堂森 芳夫君	宇叶 里子君	辻原 弘市君	館 俊三君	竹谷源太郎君	高田 富之君	田中 廣文君	田中 武夫君	鈴木茂三郎君	杉山元治郎君	下平 正一君	實川 清之君	阪上安太郎君	佐野 憲治君	佐々木良作君	河野 密君	兒玉 宋男君	小松信太郎君	小林 正美君	小平 忠君	栗林 三郎君	久保田 豐君	久保 三郎君	菊地養之輔君	木原津與志君	河上丈太郎君	神田 大作君	上林與市郎君	角屋堅次郎君	勝澤 芳雄君	片島 港君	柏 正男君	加藤 隆一君	岡本 勘二君	岡 良一君	大原 亨君	大貫 大八君

經濟基盤強化のための資金及び特
別の法人の基金に関する法律案
(内閣提出)

○荒船清十郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。すなわち、この際、内閣提出の経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（星島二郎君） 荒船君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○議長(星島二郎君) 御異議なしと認め
ます。よつて、日程は追加せられま
した。
経済基盤強化のための資金及び特別
の法人の基金に関する法律案を議題と
した。

いたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員長早川崇君。

経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案

右

昭和三十二年六月十七日

内閣総理大臣 岸 信介

経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、経済基盤強化資金の設置、農林漁業金融公庫、日本輸出入銀行並びに別に法律で定めるところにより設立される中小企業信用保険公庫、日本貿易振興会及び日本労働協会の特別の基金に充てるための政府の出資並びにこれらの資金及び基金の適正な管理、運用等に関し必要な事項を定め、もつてわが国の経済の基盤の強化と健全な発展に資することを目的とする。

第二章 経済基盤強化資金

(資金の設置)

第二条 将来におけるわが国の経済基盤の強化に必要な経費に充てる財源の一部を確保するため、経済基盤強化資金(以下「資金」といふ。)を設置する。

(資金の所屬及び管理)

第三条 資金は、一般会計の所屬とし、大蔵大臣が、法令の定めるところに従い管理する。

(資金への繰入)

第四条 政府は、昭和三十三年度において、一般会計から、二百二十

一億三千万円を限り、資金に繰り入れることができる。

(資金に充てる財源)

第五条 資金は、前条の規定による繰入金及び次条第一項の規定により預託した場合に生ずる利子をもつて充てる。

(資金の預託)

第六条 資金に属する現金は、資金運用部に預託することができる。

2 前項の規定により預託した場合に生ずる利子は、資金に繰入するものとする。

(資金の使用)

第七条 資金は、将来における道路の整備、港湾の整備、科学技術の振興、異常災害の復旧又は産業投資特別会計への繰入に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、使用することができる。

2 前項の資金の使途の範囲に関し必要な事項は、政令で定める。

(資金の経理)

第八条 資金の受払は、歳入歳出外とし、その経理に関する手続は、大蔵省令で定める。

(資金の増減及び現在額計算書)

第九条 大蔵大臣は、資金の毎会計年度間における増減及び毎会計年度末における現在額の計算書を、翌年度の七月三十一日までに作成しなければならない。

2 内閣は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十九条の規定により歳入歳出決算を会計検査院に送付する場合においては、これに前項の計算書を添附しなければならない。

3 内閣は、財政法第四十条第一項の規定により歳入歳出決算を国会に提出する場合においては、これに前項の計算書を添附しなければならない。

第三章 公庫等の基金

(政府の出資)

第十条 政府は、昭和三十三年度において、一般会計から、次条第一項各号に掲げる基金に充てるものとして、次の各号に掲げる法人以下「公庫等」といふ。)に対し、それぞれ当該各号に掲げる金額を出資するものとする。

一 農林漁業金融公庫 六十五億円

二 中小企業信用保険公庫 六十五億円

三 日本輸出入銀行 五十億円

四 日本貿易振興会 二十億円

五 日本労働協会 十五億円

(基金)

第十一条 公庫等は、前条の規定により出資を受けたときは、その出資を受けた金額を、それぞれ次の各号に掲げる基金に充てなければならない。

一 農林漁業金融公庫にあつては、国の直接又は間接の補助の対象とならない農地の改良又は造成に係る事業に対して同公庫が行う貸付に係る利子の軽減に充てる財源をその運用によつて得るための非補助小団体等土地改良事業助成基金

二 中小企業信用保険公庫にあつては、同公庫の保険事業の損益計算上損失を生じた場合において、その損失をうめるための保険準備基金

三 日本輸出入銀行にあつては、東南アジア開発協力のための国際的機構に対する出資及び当該機構が設置されるまでの間に、将来当該機構の出資に振り替えることができる性質の国際的協力による投資の財源に充てるための東南アジア開発協力基金

四 日本貿易振興会にあつては、同会の事業の運営のために必要な経費の財源をその運用によつて得るための基金

五 日本労働協会にあつては、同協会の事業の運営のために必要な経費の財源をその運用によつて得るための基金

2 農林漁業金融公庫は、非補助小団体等土地改良事業助成基金に係る経理については、政令で定めるところにより、一般の経理と区分して整理しなければならない。

3 日本輸出入銀行は、東南アジア開発協力基金に係る経理については、一般の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(基金に属する現金の管理等)

第十二条 公庫等は、前条第一項の基金(日本輸出入銀行にあつては、東南アジア開発協力基金の勘定)に属する現金については、それぞれ次の各号に掲げる金額(公庫等が主務大臣の承認を受けて年度内における資金繰りのために当該現金を繰替使用する場合には、その繰替使用中の金額を控除した金額)を下らない金額を、資金運

用部に預託して管理しなければならない。

一 農林漁業金融公庫にあつては、第十条第一号の規定による出資の額に相当する金額(次条第一項の規定による組入金の額がある場合には、その金額(同条第二項の規定により使用した金額があるときは、その金額を控除した金額)を加算した金額)

二 中小企業信用保険公庫にあつては、第十条第二号の規定による出資の額に相当する金額(第十五条第一項ただし書の規定により保険準備基金を取りくずした場合には、保険準備基金からその取りくずした金額(同条第三項の規定による組入金があるときは、その金額を控除した金額)を控除した残額が六十五億円を下るときは、その残額)

三 日本輸出入銀行にあつては、第十条第三号の規定による出資の額に相当する金額と第十四条第一項に規定する積立金の額との合計額(第三項の規定による運用をした場合には、その運用した金額を控除した金額)

四 日本貿易振興会又は日本労働協会にあつては、第十条第四号又は第十五号の規定による出資の額に相当する金額

2 主務大臣は、前項の承認をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

3 大蔵大臣は、内閣において決定したところに従い、日本輸出入銀行をして、東南アジア開発協力基金(第十四条第一項に規定する積

昭和三十三年六月二十七日 衆議院會議第八号 經濟基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案

九四

立金を含む。に属する現金を前条第一項第三号に規定する出資又は投資に運用させることができる。

4 日本輸出入銀行は、当分の間、日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）第十八条の規定にかかわらず、第一項及び前項の規定による東南アジア開発協力基金の管理及び運用に関する事務を執行することができる。

5 前項に規定する事務の執行に要する費用は、日本輸出入銀行の一般の業務に係る勘定において支弁するものとし、その支弁に係る金額は、東南アジア開発協力基金の勘定の負担とする。

（基金の剰余金等の処理）

第十三条 農林漁業金融公庫は、政令で定めるところにより、非補助小団地等土地改良事業助成基金に属する現金の前条第一項の規定による預託により生ずる利子の金額から、第十一条第一号に規定する貸付に係る利子の軽減のために使用した金額を差し引いて、なお剰余があるときは、これを当該基金に組み入れなければならない。

2 農林漁業金融公庫は、前項に規定する預託により生ずる利子の金額が、第十一条第一号に規定する貸付に係る利子の軽減のために使用する金額に不足する場合においては、政令で定めるところにより、前項の規定による組入金の額に相当する金額を限度として、非補助小団地等土地改良事業助成基金に属する現金を当該利子

の軽減のために使用することができる。

第十四条 日本輸出入銀行は、東南アジア開発協力基金の勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、日本輸出入銀行法第三十八条第一項及び第三項の規定にかかわらず、これを積立金として積み立てなければならない。

2 日本輸出入銀行は、東南アジア開発協力基金の勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の積立金の額から当該損失の額に相当する金額を減額してこれを整理するものとする。ただし、当該損失の額のうちその整理をすることができない部分の金額は、損失の繰越として整理するものとする。

3 第一項の積立金は、前項本文の規定により減額して整理する場合のほか、取りくずしてはならない。

（基金の取りくずしの制限等）

第十五条 公庫等の基金は、取りくずしてはならない。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

一 農林漁業金融公庫が第十三条第二項の規定により非補助小団地等土地改良事業助成基金に属する現金を使用する場合

二 中小企業信用保険公庫が、その保険事業の損益計算上損失を生じた場合において、これをうめるためにするとき

2 中小企業信用保険公庫は、前項第二号の規定により保険準備基金を取りくずした後において、その保険事業の損益計算上利益を生じ

たときは、その利益の額に相当する金額を、同号の規定により取りくずした金額に達するまで、同基金に組み入れなければならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第三十二条第五項」を、「經濟基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律（昭和三十三年法律第 号）第十條第一号の規定により同法第十一條第一号に掲げる非補助小団地等土地改良事業助成基金に充てるものとして出資された六十五億円と、第三十二条第五項に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する基金に係る出資金については、この法律に定めるもののほか、同項に規定する法律の定めるところによらなければならない。

3 日本輸出入銀行法の一部を次のように改正する。

2 前項に定めるもののほか、經濟基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律（昭和三十三年法律第 号）第十一條第一号に規定する東南アジア開発協力基金は、日本輸出入銀行の資本金とする。

3 前項に規定する基金については、この法律に定めるもののほか、同項に規定する法律の定めるところによらなければならない。

4 同項に規定する法律の定めるところによらなければならない。

第十八条の三中「第四条の下に「第一項」を加える。

4 中小企業信用保険公庫法（昭和三十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（資本金）

第四条 公庫の資本金は、政府の一般会計からの出資金二十億円、經濟基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律（昭和三十三年法律第 号）第十條第二号の規定により同法第十一條第一号に掲げる非補助小団地等土地改良事業助成基金に充てるものとして政府から出資された六十五億円及び附則第八條第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額との合計額とする。

2 前項に規定する保険準備基金については、この法律に定めるもののほか、同項に規定する法律の定めるところによらなければならない。

5 中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和三十三年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条を削る。

6 日本貿易振興会法（昭和三十三年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（資本金）

第四条 振興会の資本金は、二十億円とし、經濟基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に

関する法律（昭和三十三年法律第 号）第十條第四号の規定により、同法第十一條第一号第四号に掲げる基金に充てるものとして、政府がその全額を出資するものとする。

2 前項に規定する基金については、同項に規定する法律の定めるところによらなければならない。

7 日本労働協会法（昭和三十三年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

（基金）

第四条 協会の基金は、十五億円とし、經濟基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律（昭和三十三年法律第 号）第十條第五号の規定により、政府がその全額を出資するものとする。

2 前項の基金については、同項に規定する法律の定めるところによらなければならない。

8 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四條第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 經濟基盤強化資金の管理に関すること。

第六條第二項中「第三十一号」を「第三十二号」に改める。

（資本金）

第八條第四号の次に次の一号を加える。

四の二 經濟基盤強化資金の管理に関すること。

理 由

わが国の経済基盤の強化に資するため、昭和三十三年度において、昭和三十一年度の一般会計の剰余金の一部に相当する金額をもつて、経済基盤強化資金を設け、並びに農林漁業金融公庫、中小企業信用保険公庫、日本輸出銀行、日本貿易振興会及び日本労働協会の基金に充てるための出資をすることとし、これらの資金及び基金の適正な管理、運用等について所要の事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔早川崇君登壇〕

○早川崇君 ただいま議題となりました経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案について、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本年度におけるわが国経済運営の基本的態度として、当面、財政が国内経済に過度の刺激を与えることを避け、輸出の伸張に対してあらゆる努力を傾注することが要請されておるといふ観点から、前国会において成立を見ました本年度予算においては、昭和三十一年度の一般会計の剰余金のうち四百三十六億三千万円を直ちに一般の歳出財源に充てることなく、今後におけるわが国の経済基盤の強化に資することを目的として、その一部を経済基盤強化資金へ繰り入れるとともに、残余の一部はこれを農林漁業金融公庫のほか四法人の特別の基金へ出資することとしたのであります。従いまして、政府は、この予算の執行をはかるため、

右の資金の設置及び基金への出資並びにこれらの資金及び基金の適正な管理、運用等に関する所要の法的措置を講ずることとして、この法律案を提出したのであります。

次に、この法律案のおもなる内容について申し上げます。

まず第一に、経済基盤強化資金につきましては、さきに申し上げました通り、今後におけるわが国の経済基盤の強化に必要な経費の一部に充てるため一般会計から二百二十一億三千万円を支出し、一般会計に所屬する資金を設けることとしたしております。しこうして、この資金は大蔵大臣が管理し、将来における道路の整備、港湾の整備、科学技術の振興、異常災害の復旧または産業投資特別会計への繰り入れに要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところに従って使用できることとしたしております。

第二に、五法人の基金につきましては、二百十五億円を一般会計から支出いたしまして、農林漁業金融公庫に対して六十五億円、中小企業信用保険公庫に対して同じく六十五億円、日本輸出銀行に対して五十億円、日本貿易振興会に対して二十億円、日本労働協会に対して十五億円を、それぞれその特別の基金に充てるための出資とすることとしたしております。この出資を受けた金額は、農林漁業金融公庫におきましては、国の補助の対象とならない農地の改良及び造成にかかる事業に対する貸付についての利子の軽減に充てる財源を得させるため、非補助小田圃等土地改良事業助成基金に充てさせることとし、中小企業信用保険公庫におきましては、同公庫の保険事業の損益計算上

損失を生じた場合において、その損失を埋めるため保険準備基金に充てさせることとし、日本輸出銀行におきましては、東南アジア開発協力のための投資の財源に充てるため東南アジア開発協力基金に充てさせることとし、また、日本貿易振興会及び日本労働協会におきましては、それぞれその事業の運営に必要な経費をまかなう財源を得るための基金に充てさせることとしたしております。

この法律案は、去る十九日本委員会に付託せられ、翌二十日大蔵大臣より提案理由の説明を聴取した後、直ちに審議に入り、昨二十六日には大蔵、外務、農林水産及び商工委員会と連合審査会を開く等、きわめて慎重に審議を重ねて参りました。

次に、質疑応答のおもなるものについて御紹介申し上げます。

まず、今回のたな上げ資金を今直ちに予算化して使用する考えはないか、なければ、この法律を制定させた上で、いつ、いかなるときに予算化されるかという質疑に対しては、政府からは、当面の経済情勢は予算編成当時の見通しとあまりかけ離れた情勢とは考へていない、従つて、今直ちにこれを使用し経済に過度の刺激を与えることは心理的にも好ましくない、その時期については今からこれを予定することとは困難であるが、経済の推移を見て慎重にやりたいとの答弁がありました。

また、経済基盤強化資金は、三十二年九月閣議決定の、昭和三十三年度予算に関する基本構想にいわゆる景気調節の財源とするという考え方に端を発するもので、その実体は景気調節資金ともいふべきものであるが、このような

資金の設置は財政法上脱法行為とならないか、また、過去にこのような事例があったかどうかとの質疑に対しては、政府からは、今後における経済基盤の育成強化のため必要となる特定の使途に充てるため、財政法第四十四条の「国は、法律を以て定める場合に限り、特別の資金を保有することができ」という規定に基いて設けられたもので、決して違法ではない、過去における事例としては、古くは、一般会計において大学及び学校資金、最近においては産業投資特別会計における資金があるとの答弁がありました。

このほか、経済や国際収支の見通し、不況対策等について熱心なる質疑応答が行われましたが、その詳細は速記録に譲ることいたします。

かくて、本二十七日、質疑を終了し、直ちに討論に入りましたところ、日本社会党を代表して横山委員は、本案に反対の旨討論せられました。

次いで、採決いたしましたところ、本案は起立多数をもって原案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(星島二郎君) 討論の通告があります。順次これを許します。
佐藤貞次郎君。

〔佐藤貞次郎君登壇〕

○佐藤貞次郎君 ただいま議題となりました経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案に対して、私は、日本社会党を代表して、反対の意見を表明するものであります。(拍手)

まず第一に、本法案は、昨年国内における過剰設備投資に基づく国際収支の悪化に対応して、経済の発展を控え

みとし、将来における景気調節の財源とするなど、余裕財源のたな上げ構想として立法化したものであります。しかるに、今日の経済状況は、本法案が立案されました当時とは相当に大きな変化を起しました。国際収支は一応黒字に転換したけれども、国内経済は、投資景気が一変して、不況の様相をますます深刻化しつつあることでもあります。

去る六月二十一日労働省が発表いたしました「最近の雇用失業情勢」によりますと、四月の完全失業者は五十五万人、失業保険受給者四十九万六千人で、昨年同月の三十二万を大幅に上回っており、失業者数は三十一年三月の百六万に次ぐ戦後第二位で、実に八十五万人を記録するに至りました。さらに、企業整備の状況は、昨年より三、四倍増加し、本年四月には五百八十一事業所、二万六千二百三十一人の人員整理が行われ、今後の雇用の先行きは、にわかに樂觀を許さない状態になったのであります。かくのごとき経済情勢の推移、変化は、不況対策を強力に打ち出すべき段階に達していることを物語っているものであります。本法案当初の余裕財源となし上げ構想は、根本的に修正されるべきものであります。

次に、第二の反対理由は、たな上げする四百三十六億三千万円の資金は、国民の税金の取り過ぎである点において、当然すみやかに国民に返還されるべきものであります。すなわち、昭和三十一年度の自然増収千一億七千六百万円から地方交付税、国債償還費などの控除した残額が四百三十六億三千万円であり、これは、減税財源に充て

るか、すみやかに国民に還元する措置を講ずべきでありまして、景気調節資金としてたな上げするときは、きわめて異例、案則の措置であり、不当なやり方でありまして、(拍手)政府は、臨時的な歳入剰余金であるから、これを恒常的な減税財源に充てることは適当でないとして説明しておりますが、過日の総選挙において、自民党の公約として、七百萬減税を断行するという政府の意図とは、全く矛盾撞着するといわざるを得ないのであります。

(拍手)しかも、このたな上げ資金の用途を限定して、将来における道路の整備、科学技術の振興、異常災害の復旧または産業投資特別会計への繰り入れに要する経費の財源に充てる場合に限り使用することができるよう言っておりますけれども、これは全く不必要な制約であり、経済の事情を見ざる措置であります。

第三の反対の理由として、輸出入貿易を中心とする国際経済の観点からするものであります。昨年八月の末の見通しといたしまして、本年度輸出三十一億五千万ドル、輸入三十二億四千万ドル、特需などの貿易外収支の黒字一億五千万ドルを予想していたが、アメリカの深刻な景気後退を中心とする世界経済の沈滞は先回の予想を大幅に減少して、二十八億五千万ドルないし二十九億ドル見当と見積られ、輸入は二十七億五千万ドルないし二十八億ドル程度と見積られるに至ったのであります。しかも、国内での需給関係ははなはだしき供給過剰にある際、この需要喚起を輸出に求むべきは、まことに困難な仕事になって参りました。すでにアメリカは日本の商品の輸入制限を

強化しており、中共貿易は政府の不始末によりまして途絶状態にある今日、求める道は国内の需要の喚起以外にはないのでございまして。この意味においては、四百三十六億三千万円の資金は速急に補正予算に組み入れるべきであつて、たな上げしてはならないものであります。ことに、継続中の設備投資が一巡するこの秋口には、設備投資の需要はがた落ちとなり、不況の一その深刻化が予想されるのであります。政府は、たな上げ資金の放出は経済界に極度の刺激を与えるという意味で好ましくないと述べておりますが、今年度国際収支は、当初予定の一億五千万ドルよりはるかに多く、二億五千万ドルないし三億ドルの黒字を見込まれるに至つており、かくのごとき国際収支の黒字基調のもとにおいて、国内需要を喚起することは、何ら懸念する必要のない措置であり、縮小均衡から拡大均衡に転ずる絶好のチャンスといふべきと思われまして。

第四の理由として、本法案の経済基盤強化資金とは、いわば景気調節資金の性格を持つものであるが、財政法第四十四条にいう特別の資金が果してかかる景気調節の資金として認め得るものであるかどうかは、きわめて疑わしいものであつて、財政法の原則に反するといふ疑義が生ずるのであります。さらに、性質を全く異なる経済基盤強化のための資金と特別法人の基金とを一本の法律案に織り込んでこれを行つていふのは、きわめて不体面な立法技術といわなければならぬのであります。最後に、日銀の公定歩合二厘の引き下げが去る六月十八日から実施されたのであります。これは、率直に言う

ならば、心理的効果以外に、景気回復策としては、ほとんど何ものをも期待されないものであります。何分、市中銀行の日銀借入金がお五千億もある現状では、金融の大幅な緩和はとうてい望むべくもなく、政府は、この際、有効需要の増大をはかるために、積極的な景気刺激策をとらなければ、不測の事態の生ずることもはかり知れない現状であります。すでに、鉱工業生産は四、五月から横ばい状態にあり、在庫調整も思ひ通りにいかず、操業率は昨年より五%落ちて七五%になつており、生産、雇用の両面において一種の危機状態を現出していることは否定のできない事実であります。日本経済の現状がかくのごときものならば、政府は、何よりもまず四百三十六億円のたな上げ資金の放出使用を考へるべきであつて、これはたな上げして使わないのだというよりなやり方は、いたずらに拱手傍観している態度であつて、早急な不況対策を講じようとしなければ、これは全く怠慢のそしりを免れないのであります。わが党は、このたな上げ資金を中心として補正予算を組み、刻下の不況に資するため、景気回復の緊急対策を提案したのであります。政府は何ら耳をかかず、かかる法案をそのままに打ち捨てておくとはいふのは、まことに遺憾のきわみであります。(拍手)

以上、私は、政府の日本経済に対する甘い樂觀的な情勢判断に対して重大なる警告を与え、同時に、本法律案に対して反対の理由を述べ、私の反対討論を終ることにいたします。(拍手)

○議長(星島二郎君) 内田常雄君。

(内田常雄君登壇)

○内田常雄君 私は、ただいま議題となつております経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案に對しまして、自由民主党を代表して、賛成の意見を簡潔に申し述べんとするものであります。(拍手)

この法律案は、すでに前国会において成立をいたしておりますところの昭和三十三年度一般会計予算の執行に關するものであります。御承知のように、本年度の予算は、相当多額の前年度の剰余金を受け入れておりますが、そのうち約半額に當る四百三十六億三千万円につきましては、これを二つのカテゴリーに分けて、その一つは、農林漁業金融公庫、中小企業信用保険公庫、日本輸出銀行、日本貿易振興會、日本労働協会の五つの特殊法人に對して、それぞれその基金として合計二百二十五億円の融資を行い、残りの二百一十一億三千万円については、これを通常の歳出として直ちに使用することを避けて、一応これを経済基盤強化資金として別除しておいて、今後経済の推移とにらみ合わせ、日本経済の立て直り過程において、あらためて補正予算に組んで、道路、港湾の整備など、わが国経済基盤強化のための特定の用途に使用せんとする、既定の予算上の構成を履行に移す手段を整えようとするものであります。

この法律案の施行とららはをなしますところの予算は、すでに本年度一般会計予算として計上をされておるものであります。これを前述の出資について申すならば、この政府出資を受け入れる農林漁業金融公庫など五つの

法人は、現在すでにその受け入れ態勢を整えているのであります。ことに、中小企業信用保険公庫、日本貿易振興會、日本労働協会の三つの法人は、この予算出資を受け入れて、国民生活の安定と日本経済の振興などのために新たな活動を開始する目的をもって、わざわざ前国会においてその設立に關する法律が制定されておるのであります。従つて、今ここに上程されておるこの法律案の成立に反対をするということは、国権の最高機關としての国会の意思が前後矛盾をすることになるものであり、それはかりではありませんが、今この法律案を否定するということは、今回これらの予算出資を受けて新たな活動を開始せんとする農林漁業金融公庫や中小企業信用保険公庫を通じてその恩恵を受けることの一日もすみやかならんことを希望しておりますところの全国の零細企業や中小企業、いかなる多数の零細企業の希望をじゅうりんすることになるのであります。(拍手)

これでは、平素口には中小企業の振興や農業振興を唱へて参つた者として、何のかんばせあつてか国民にすみえんとするものであります。わが党は、この法律案の一日も早く成立を希望いたしておりますのであります。このことは、経済基盤強化資金についても同様であります。社会党の諸君は、すでに本年度予算が成立しております今日において、わが党、わが政府の予算編成方針にまでさかのほつて、今に至つて経済基盤強化資金設置の構想に反対をされるときは、予算の編成がえや補正予算の即時提出を要求せられておるのであります。これには、

社会党の諸君におかれまして、この制度そのものについて大きな誤解があると思われまふ。経済基盤強化資金というものは、決して単純なる資金のたな上げではありません。この資金を、設置しようとする本年度予算の財源は、さきにも述べましたように、既往年度の財政剰余金であります。それも、剰余金の全部ではなく、剰余金一千億円のうちの二百二十一億三千万円でありまふ。もし、この繰り越し剰余金を、今日の日本経済の調整過程において、不用意、無準備にそのまま放出いたしますならば、言うまでもなく、財政資金の散布超過となるのでありますから、それでは、昨年以来の、せつかつの経済調整の過程において、有害な一時的発熱状態を起し、こゝまで来て、これから立ち上ろうとする経済正常化の今までの努力を水泡に帰するの憂いがあるではありません。

言うまでもなく、この資金の設置は、今申す繰り越し剰余金の一部を永久にたな上げ、塩づけしようとするものではありません。一応これを経済基盤強化資金に入れては、今後、経済情勢の推移に応じて、いつでもこれを引き出して、国会の同意を得て予算に計上し、読んで字のごとく、日本経済の基盤の強化、すなわち、この法律案にちゃんと書いてありますように、道路の整備とか、港湾の整備、科学技術の振興や、また異常災害の復旧、さらにはまた産業投資特別会計への繰り入れによる財政投融資の財源として、適時、随時にこれを活用しようとするものであります。

が、それにしても、社会党の諸君が、みずからの主張する予算の構想や補正予算即時提出の動議が否定されたからといって、すでに成立している本年度予算を執行するためのこの法律案に、今この時期において論をかまえて反対をせられますことは、それでは、ただ反対のための反対、見方によつては自暴自棄ともいえるものでありまして、国民のためにとらざるところでありまふ。(拍手)この法律案を不成立といひますときは、それこそ、本年度予算に計上されておりますところの経済基盤強化資金のための予定の歳出は、社会党の諸君のいわれる通りの完全なたな上げ資金、それどころか塩づけ資金となつてしまふものでありますことを、十分に考えなければなりません。また、この資金構想は、新しい構想ではありますけれども、われわれの研究によりまして、決して財政法違反のものではありません。

私は、今後この資金の運営に当る政府に對しましては、これからの財政、経済、金融情勢の推移に對処して、その発動の時期に誤りなからんことを要請いたしつゝ、以上の見地から、この法律案に賛成の意を表するものであります。(拍手)

○議長(星島二郎君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(星島二郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

昭和三十三年六月二十七日 衆議院會議録第八号 外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○荒船清十郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(星島二郎君) 荒船君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(星島二郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられます。

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長報告を求めます。大蔵委員長早川君。

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十三年六月十七日

内閣総理大臣 岸 信介

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案

外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十一項以下を一項ずつ繰り下げ、附則第十項の次に次の一項を加える。

11 旧清算勘定その他の諸勘定の残高に關する請求権の処理に關する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の議定書第二条の規定に基き、日本国がインドネシア共和国に對して有する一億七千六百九十一

和圓に對して有する一億七千六百九十一万三千九百五十八ドル四十一セント、合衆國ドル四十一セントの額の請求権を放棄したことにより外國為替資金に生じた損失については、当該請求権の額を同議定書の効力発生の日における基準外國為替相場(外國為替及び外國貿易管理法第七條第一項の基準外國為替相場をいう)で換算した金額に相當する金額を、外國為替資金の金額から減額して整理するものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

旧清算勘定その他の諸勘定の残高に關する請求権の処理に關する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の議定書第二条の規定に基き日本国がインドネシア共和国に對して有する請求権を放棄したことにより外國為替資金に生じた損失の処理を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔早川君登壇〕

○早川君 ただいま議題となりました外國為替資金特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

前国会で承認を得、本年四月十五日の諸勘定の残高に關する請求権の処理に關する日本国政府とインドネシア共和国との間の議定書第二条の規定に基きまして、わが國がインドネシア共和国に對して有する一億七千六百九十一

万三千九百五十八ドル四十一セント、すなわち、日本圓に換算して約六百三十六億八千九百九十九萬圓の清算勘定等の請求権については、わが國は、兩國間の親善關係を増進するため、これを放棄いたしましたわけでありまふ。そこで、この法律案は、これにより外國為替資金に右と同額の損失が生じたので、その事後手続として、この損失金額を同資金から減額して整理いたそうとするものであります。

〔議長退席、副議長着席〕

本案は、去る十九日本委員会に付託せられ、翌二十日大蔵大臣より提案理由の説明を聴取した後、直ちに審議に入り、さらに昨二十六日の大蔵、外務、農林水産及び商工委員会との連合審査会においても、きわめて慎重に審議を重ねて参りました。

次に、質疑応答のおもなるものについて御紹介申し上げます。

まず、インドネシア共和国に對する請求権の放棄は同國に對する賠償に充てるためかという質疑に對しましては、政府からは、平和条約や賠償協定の締結を機に、さらに兩國間の親善關係を増進するためとられた措置であるという答弁がありました。

また、この請求権の放棄について、外國為替資金の原資を切り捨てる形式をとつた理由は、どこにあるのかという質疑に對しましては、政府からは、現行外國為替資金特別会計法には資金を取り出すことについての規定がないので、手続的にこのような改正を必要とするのであるという答弁がありました。

また、こうした事務的な決済処理方法をとつたために、ビルマが賠償に

ついでに再検討事項を持ち出さないか、あるいは、韓国に対して有するわが国のオープン勘定債権に影響したりしないかという質疑に対して、政府からは、別段さうした心配は要らないという答弁がありました。

以上がおもなる質疑応答の内容であります。その詳細は速記録に譲ることといたします。

かくて、本二十七日、質疑を終了し、直ちに討論に入りましたところ、日本社会党を代表して石野委員は、本案に反対の旨討論せられました。

次いで、採決いたしましたところ、本案は起立多数をもって原案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(権藤三郎君) 討論の通告があります。これを許します。

平岡忠次郎君。

平岡忠次郎君登壇。

○平岡忠次郎君 たいだ議論となりまして外國為替資金特別會計法の一部を改正する法律案に対して、私は、日本社会党を代表し、ここに反対の意思を表明せんとするものであります。(拍手)

この法律案の内容は、オープン勘定の貸し越し残高としてインドネシア共和国に対して日本の有する請求権約一億七千七百万米ドル、邦貨に換算いたしました約六百三十六億圓を放棄すること、に合意せる兩國間の議定書第二条の規定に基づき、會計法上の処理手続として、外國為替資金特別會計の借方にあるいわゆる焦げつき債権約六百三十六億圓を棒引き削減するとともに、これに見合うところの同會計の貸方の資金をそれだけ減額して整理しようとするものであります。

らば、政府のメエ的な方式、すなわち、外國為替資金特別會計方式は、明白な賠償金六百三十億圓の巨額を、予算上の処理としてどこにも現わさず、陰にこもってIMF等に対する恒常的利子支出という隠れた姿で国民負担を増高せしめることとなりまして、これは決して正しいやり方ではないのであります。政府のとり得べき最もすなおにして正しい措置としては、一般會計歳出に、賠償金として、公然、なお六百三十億圓を加え、インドネシア賠償に充てると同時に、対インドネシア債権は、この際これを返済してもらふという意味で、六百三十億圓、すなわち約一億七千七百万米ドルは送金せず、外國特別會計の借方の焦げつき分に振りかえて、外國會計の実質を名目通り回復する、従つて、もはや資金の減資も取り行わないという処理こそ、政府のとり得べき処置でなければならぬのであります。

思うに、政府は、この棒引き処理をもつて、その効果を次の二点に期待しているのではないかと思われるのであります。その一つは、一般予算額に關しまして、国民を欺瞞せんとする内政上の政治的配慮ではないかと思われるのであります。すなわち、三十三年度予算編成の過程におきまして、与党の党略予算要求に屈し、これに迎合せざるを得なかつた政府が、当初の予定の拡大規模一千億圓のワク内におさまるために、予定のワクにおさまつたかのごとく見せかけるため、本来なら賠償額六百三十億圓として、一般予算の歳出に加算すべきであるのに、このオープン勘定の減資という異例の措置をあえてとつたのではないかと思われるのであります。かかる観測に立つた

らば、政府の期待は對外的な思惑ではないかと、私どもは疑念を抱くものであります。すなわち、政府の答弁では、インドネシアに支払う四億ドルのうち二億二千三百余万ドルが賠償金であつて、自余の一億七千七百万ドルはインドネシア修交のための債権の放棄であるとするのであります。かかるややこしい二本建処置は、對内的な予算規模隠蔽措置とは別に、ビルマから賠償額の再検討事項を持ち出されないようにとの苦肉の策と思われふしがないでもありません。もし、二億ドルの対ビルマ賠償額とほぼひとしい二億二千三百万ドルのみが対インドネシアの賠償額だとの欺瞞的意圖を包蔵する伏線の名義にかけて、政府の欺瞞外交政策を糾弾いたさなければなりません。こうした政府の思惑があるかどうかは知りませんが、現実の問題として、私が、本年四月、たまたまラングーンに出向いて、ウ・バ・スエ、ウ・チョ・ニエン兩國副總理から確かめたところでは、ビルマ政府は、インドネシアに対する日本の賠償額は四億ドルなりとの建前をとつて、当然の権利として、再検討事項に照らし、賠償の増額請求をしていくとのことでございます。政府の期待は是れと申すべく、もし、外交折衝の折、譲歩を強行するならば、いたずらにビルマから不信を買うだけのことで、何らの利益にもならないのであります。せめて日本外交史上に汚点を残さないよう、この際、政府の自戒を求めておきます。

それどころか、今回の政府の処理の影響として見のがし得ないことは、この棒引き処理が憲例となつて、對韓国のオープン勘定じり四千六百億圓が日韓會議で棒引きされることになりはしないかと、私どもは国民とともに憂慮いたしておるのであります。

以上が、政府の思惑とは逆に、對外的逆効果を生じ、この法律案に反對する第二の理由であります。

最後に、この法律案に反對する最も重要な理由を申し述べたいと存じます。すなわち、この法律の焦点である六百三十六億圓の焦げつき債権のよつてもつて発生したいきさつこそ、国民とともに断固私どもの究明いたさなければならぬ事柄でございます。御存じの通り、わが國貿易の決済方式は、ポンドと現金決済と、相互貸し流しと決済というべきオープン・アカウント決済に大別されます。ドル・ポンドの現金決済には問題はありません。問題は、オープン・アカウント方式であります。お互いの貸し流しと決済というべき、いわゆるオープン・アカウント方式が非難せられて久しいにもかかわらず、政府は、積極的にこれを改める手を打っていないのであります。いな、むしろ、異常な弊害を生みながら、これが改変に遠慮しているのが政府でございます。無能にあらずんば、財閥とのくされ縁があると思慮せられても、これはやむを得ないでございませう。(拍手)私どもは、輸出振興の美名のもとに私利私欲を追求してやまざる業界と、これと結託する政府の迎合主義を剔抉しないわけにはいかないものであります。(拍手)

御承知のように、わが國は、貿易制度において為替集中政策をとつておりますので、特定メーカであるいは荷主

によるところの外貨建輸出は、その等価たる円をもって、船積みと同時に、銀行を通じて政府からの支払いを受け、いささかもリスクを負いません。かわつて外貨債権は政府に帰属しますが、その不渡りの危険も同時に政府に移る仕組みになっているのであります。この支払い円貨の調達、国民の税金の集積であるところの一般会計からの資金をもつてまかなわれているのでありますから、一たび焦げつきができれば、これは輸出者にまで波及求償せられるものではなく、しよせん、国民がそのしりぬぐいをさせられるのであります。制度上は、外国為替資金特別会計というクッションを介在させておられますが、一般会計の金でのしりぬぐいには違ひないのでございます。また、政府は、その保有するところの外貨の取崩しなきことを前提として、その一部を日銀に充ちまして、日銀から円札を発行させることもできます。このような発券の仕組みと、外為特別会計における円資金の調達の仕組みにおいて、政府保有の外貨債権の非常に多くの部分が焦げつきであつて、無価値にひしひしと迫るものとするならば、被害者は一般国民となることは、自明の理でございます。(拍手)すなわち、国民は、仮空外貨の基礎の上に、過当に散布された円札のもとたす貨幣価値の下落、すなわち、インフレの禍害を受けるか、外国為替特別会計資金の取りくずしにあい、血税をもつて跡始末をさせられるかの、いずれかでございます。これは、想像上の危惧ではなく、現に、インドネシア賠償を契機として、本日本ただいま、この法律案の通過と同時に、国民にとって、六百三十六億円、国民

一人七百円あての輸出をしいられる現実の被害となつてくるのであります。(拍手)これこそ、日本社会党が断固としてこの法律案の非違を糾弾し、反対をいたす最大の理由であります。

以上申し述べまして、私の反対討論を終ります。(拍手)

○副議長(権藤三郎君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(権藤三郎君) 起立多数。

よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

○荒船清十郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、蘭糸価格の安定に関する臨時措置法案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(権藤三郎君) 荒船君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(権藤三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

蘭糸価格の安定に関する臨時措置法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。農林水産委員会理事吉川久衛君。

蘭糸価格の安定に関する臨時措置法案

右 国会に提出する。

昭和三十三年六月二十四日

内閣総理大臣 岸 信介

蘭糸価格の安定に関する臨時措置法案

(題旨)

第一条 この法律は、昭和三十三年産の蘭及びこれを原料とする生糸につき、その価格の安定を図るための臨時措置を定めるものとする。

(日本輸出生糸保管株式会社による生糸及び乾蘭の買入等)

第二条 日本輸出生糸保管株式会社(以下「会社」という。)は、蘭糸価格安定法(昭和二十六年法律第三百十号)第十四条の八の規定にかかわらず、次の事業を営むことができる。

一 農林大臣の定めるところに従い、生糸製造業者又は政令で定めるその他の者から蘭糸価格安定法第七条に規定する生糸の買入を行うこと。

二 農林大臣の定めるところに従い、農業協同組合連合会からその保管する乾蘭(くず蘭及び農林省令で定めるその他の蘭を除く。以下同じ。)の買入を行うこと。

三 農林大臣の定めるところに従い、前号の買入に係る乾蘭の生糸への加工又はその乾蘭と生糸との交換を行うこと。

四 第五条第一項の規定により政府に生糸又は乾蘭の売渡を行うほか、あらかじめ農林大臣の承認を受けて、第一号の買入若しくは前号の加工若しくは交換に係る生糸又は第二号の買入に係る乾蘭の売渡を行うこと。

五 会社が前項の規定により同項第一号又は第二号の買入を行うこと

ができるのは、昭和三十四年五月三十一日までとする。

第三条 前条第一項の規定により会社が同項第一号又は第二号の買入を行う場合における生糸又は乾蘭の買入価格は、次に掲げる額とする。

一 前条第一項第一号の買入に係る生糸にあつては、蘭糸価格安定法第二条の最低価格

二 前条第一項第二号の買入に係る乾蘭にあつては、蘭糸価格安定法第十一条第一項の規定により農林大臣の定める額を基準として蘭の品位別に農林大臣の定める額に、生糸を乾蘭とするのに要する費用、乾蘭の保管に要する費用及びその他の諸掛の額の合計額として農林大臣の定める額を加えて得た額

(会社による生糸及び乾蘭の売渡)

第四条 第二条第一項の規定により会社が同項第四号の承認を受けて同号の売渡を行う場合(新規の用途に向けるため売渡を行う場合を除く。)における生糸又は乾蘭の売渡価格は、時価によるものとす

る。ただし、整理のために売渡を行う場合を除き、生糸にあつては蘭糸価格安定法第二条の最低価格、乾蘭にあつては同法第十一条第一項の規定により農林大臣の定める額を下つてはならない。

(政府による生糸及び乾蘭の買入)

第五条 政府は、会社が第二条第一項の規定により同項第一号若しくは第二号の買入又は同項第三号の加工若しくは交換を行つて取得した生糸又は乾蘭のうち、昭和三十四年五月三十一日(政令で数量を定めた場合において、その政令で定める数量の範囲内のもの)については、同年四月一日から五月三十

日までの範囲内において政令で定める期日)を経過してなお保管するものを、会社の申出により、買入入れるものとする。

2 前項の規定により政府が買入を行う場合における生糸又は乾蘭の買入価格は、会社による当該生糸又は乾蘭の買入の価格に、その保管に要する費用及びその他の諸掛の額の合計額として農林大臣の定める額を加えて得た額(会社が第二条第一項第三号の加工又は交換を行つて取得した生糸にあつては、会社による当該乾蘭の買入の価格に、乾蘭の保管に要する費用、乾蘭の加工又は交換に要する費用(交換に要する費用については、会社が補足する交換差額に相当する額を含む)、生糸の保管に要する費用及びその他の諸掛の額の合計額として農林大臣の定める額を加えて得た額)とする。

3 第一項の規定により政府が生糸又は乾蘭を買入する場合における当該買入に係る生糸及び乾蘭の買入金額の限度は、次の各号に掲げる区分に従ひ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一 会社が第二条第一項の規定により同項第一号の買入を行つて取得した生糸の買入金額の限度 百億円

二 会社が第二条第一項の規定により同項第二号の買入を行つて取得した乾蘭及び同項第三号の加工又は交換を行つて取得した生糸の買入金額の限度 五十億円

4 会社が第一項の申出をすること

ができるのは、昭和三十四年六月三十日までとする。

九 九

(政府による生糸及び乾繭の売渡等)

第六條 政府は、前条第一項の規定により買入れた生糸(次項の規定による加工又は交換を行つて取得した生糸を含む)を、繭糸価格安定法によらないで売り渡し、貯蔵し、又は加工することができ

る。

第七條 政府は、前条第一項の規定により買入れた乾繭を加工し、若しくは売り渡し、又は生糸と交換することができ

る。

(補助金の交付)

第七條 政府は、会社が第二條第一項の規定による事業を行うことに

より損失を受けたときは、当該損失をうめるため、予算の範囲内において、会社に補助金を交付することができ

る。

(経過措置)

第八條 会社が昭和三十三年六月十日に繭糸価格安定法第十四条の八第二項の規定による認可を受け、同条第一項第三号の事業として行

つていた生糸の買入は、この法律の規定の適用については、第二條第一項の規定による同項第一号の買入とみなす

第九條 政府は、昭和三十四年五月三十一日までは、繭糸価格安定法第二條の規定による生糸の買入を行わないものとする。

附則

第一 この法律は、公布の日から施行する。

第二 糸価安定特別会計法(昭和二十六年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

附則中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 繭糸価格の安定に関する臨時措置法(昭和三十三年法律第

号)に基いて行つた生糸の買入、売渡、貯蔵及び加工、繭の買入、加工、売渡及び交換並びに日本輸出生糸保管株式会社の損失をうめるための補助金の交付に関する一切の歳入歳出は、この会計の所屬とする。この場合において、第四條第一項中「助成に要する経費」とあるのは、

「助成に要する経費、繭糸価格の安定に関する臨時措置法第七條の規定による補助に要する経費」とする。

理由

昭和三十三年産の繭及びこれを原料とする生糸につき、その価格の安定を図るための臨時措置として、日本輸出生糸保管株式会社が生糸及び乾繭の買入等を行うことができることとする。その買入等に係る生糸及び乾繭について政府買入の

「報告書は會議録に掲載」

吉川久衛君 たいだいま議題となりまして、内閣提出、繭糸価格の安定に関する臨時措置法案について、農林水産委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

昨年の夏秋蚕に引き続く本年春蚕の豊作により、生糸の供給が著しく増加するにもかかわらず、需要は内外の経済情勢から不振、停滞しておる異常の需給事情にかなりあつて、昭和三十三年産の繭及びこれを原料とする生糸の

余剰のものを市場からたな上げして、その価格の安定をはかるため、本案が提出されたのであります。

その価格の安定をはかるため、本案が提出されたのであります。

本案の内容については、本會議において趣旨の説明が行われましたので、簡単にその概要を申し上げます。第一は、繭糸価格安定法に基いて設立されてゐる特別会社たる日本輸出生糸保管株式会社が、農林大臣の定めるところに従つて、生糸製造業者等から生糸を、また、繭の生産者団体が行なつた共同保管の繭をそれぞれ買入れて、保管、売り渡し等の業務を営むことができることとしております。しこ

うして、買入れ及び売り渡しの価格については、繭糸価格安定法の最低支持価格を維持するよう、その基準を規定しております。第二は、会社が買入れた生糸及び繭で、今生糸年度後もなお保管しておるものは、政府が、会社の買入れ価格に保管に要した費用等を加算した額で買取ることをし、買入れ金額の限度は、生糸百億円、繭五十億円としております。

本案は、六月二十四日政府から提出され、同日本會議において趣旨説明が行われ、質疑が行われた後、二十五、二十六、二十七日の三日間にわたつて、委員会において法案の細部にわたつて審査を行いましたところ、委員諸子から、養蚕業の将来の見通し、繭糸価格安定法と本案との関係、最低繭糸維持方策、蚕の生産制限の可否等について、熱心な質疑が行われましたが、詳細はこれを省略いたします。

本案に対しては、日本社会党を代表して栗原俊夫から修正案が提出されました。その内容は、一、日本輸出生糸保管株式会社は、農業協同組合連合会が共同保管する乾繭の売り渡しの

申込みに応じて、これを買入れるべき義務のあることを明らかにした。二、政府の生糸買入れ限度百億円を百三十億円に、乾繭等の買入れ限度五十億円を七十億円に、それぞれ引き上げようとする。三、製糸会社等が、三十三年産繭について、農林大臣の定める最低繭糸を割る価格で買入れることを禁止する規定を掲げ、これに罰則を設けたこと。以上の趣旨のものであります。

本修正案につきましては、内閣の意見として、三浦農林大臣より反対の旨の意見が述べられました。

次いで、討論を行いましたところ、自由民主党大議員から、修正案反対、政府原案賛成の、日本社会党高田委員から、修正案賛成、政府原案反対の意見がそれぞれ述べられ、引き続いて、この修正案の可否を採決いたしました。この結果、多数をもって否決せられ、次いで、政府原案を採決いたしましたところ、多数をもって可決すべきものと議決した次第であります。

申込みに応じて、これを買入れるべき義務のあることを明らかにした。二、政府の生糸買入れ限度百億円を百三十億円に、乾繭等の買入れ限度五十億円を七十億円に、それぞれ引き上げようとする。三、製糸会社等が、三十三年産繭について、農林大臣の定める最低繭糸を割る価格で買入れることを禁止する規定を掲げ、これに罰則を設けたこと。以上の趣旨のものであります。

本修正案につきましては、内閣の意見として、三浦農林大臣より反対の旨の意見が述べられました。

次いで、討論を行いましたところ、自由民主党大議員から、修正案反対、政府原案賛成の、日本社会党高田委員から、修正案賛成、政府原案反対の意見がそれぞれ述べられ、引き続いて、この修正案の可否を採決いたしました。この結果、多数をもって否決せられ、次いで、政府原案を採決いたしましたところ、多数をもって可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、私から、自由民主党を代表して、附帯決議を付するの動議を提出いたしましたところ、附帯決議は多数をもって付することに決した次第であります。その内容は次の通りであります。すなわち、

この法律により政府が日本輸出生糸保管会社の買入れる生糸及び乾繭に対して行つた国庫債務負担の額百五十億円は、昭和三十三年生糸年度に生産される生糸七五、〇〇〇俵の糊上げを可能とするものであつて、最低繭糸を維持するに足ると思われ

るが、内外の経済情勢、繭生産の推移いかににより万一先行不安の事態を生ずるおそれがある場合においては、政府は遅滞なく会社に対し生糸及び乾繭の必要かつ充分な買入資金を貸渡する等、最低繭糸の維持につき万全の措置を講じ、もつて養蚕農民の経営安定にいかんなきを期すべきである。

また、政府は、農協連合会が共同保管しようとする乾繭について、乾繭施設等の提供を承諾しない製糸会社に対しては、これらのものの製造する生糸の買上げに条件をつける等の強力な指導方針を堅持し、かつ、乾繭保管金融保証を強化増進し、もつて乾繭共同保管の円滑な実行を推進する措置を講ずべきである。

以上をもつて御報告を終わります。

を主とするおそれがある場合においては、政府は遅滞なく会社に対し生糸及び乾繭の必要かつ充分な買入資金を貸渡する等、最低繭糸の維持につき万全の措置を講じ、もつて養蚕農民の経営安定にいかんなきを期すべきである。

また、政府は、農協連合会が共同保管しようとする乾繭について、乾繭施設等の提供を承諾しない製糸会社に対しては、これらのものの製造する生糸の買上げに条件をつける等の強力な指導方針を堅持し、かつ、乾繭保管金融保証を強化増進し、もつて乾繭共同保管の円滑な実行を推進する措置を講ずべきである。

以上をもつて御報告を終わります。

(拍手)

○副議長(権三郎君) 本案に対しては、栗原俊夫君外十五名から、成規により修正案が提出されております。この際、修正案の趣旨説明を許します。栗原俊夫君。

繭糸価格の安定に関する臨時措置法案に対する修正案
右の議案を提出する。
昭和三十三年六月二十七日

提出者

栗原 俊夫 高田 富之
日野 吉夫 赤路 友藏
石田 有全 足鹿 覺
角屋堅次郎 神田 大作
久保田 豊 栗林 三郎
實川 清之 中澤 茂一
中村 時雄 西村 関一
芳賀 貢 松浦 定義
賛成者
阿部五郎外百五十名

繭糸価格の安定に関する臨時措置法案に対する修正

繭糸価格の安定に関する臨時措置法案の一部を次のように修正する。

第二条第一項第四号中「第五條第一項」を「第六條第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 会社は、前項に規定する日まででは、農業協同組合連合会からその保管する乾繭の売渡の申込があつたときは、これに応じなければならぬ。

第九條を第十條とし、第六條から第八條までを一条ずつ繰り下げ、第五條第三項第一号中「百億圓」を「百三十億圓」に、同項第二号中「五十億圓」を「七十億圓」に改め、同条を第六條とする。

第四條を第五條とし、第三條の次に次の一條を加える。

(農林大臣の定める額に達しない額による繭の買入禁止)

第四條 何人も、繭糸価格安定法第十一條第一項の規定により農林大臣の定める額に達しない額で昭和三十三年産の繭を買入してはならない。

新第十條の次に次の一條を加える。

(罰則)

第十一條 第四條の規定に違反した繭の買主は、一年以下の懲役若しくは十萬圓以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

本案施行に要する経費は、約五十億圓の見込である。

○栗原俊夫君登壇
表して、ただいま議題となつてゐる繭糸価格の安定に関する臨時措置法案に

対する日本社会党修正案の趣旨説明をいたしたいと存じます。

まず、修正案の大綱を申し上げますと、一、日本輸出生糸保管会社は、農業協同組合連合会からの保管乾繭の売り込み申し入れを拒んではならないこと。二、三十三年産に生産される生糸の政府買入れ限度百億圓を三十億圓増額して百三十億圓とし、繭について五十億圓を二十億圓増額して七十億圓とすること。三、何人も三十三年産の繭を政府保証の最低繭値以下で売買してはならないこと。四、買入禁止に違反した買主は一年以下の懲役または十萬圓以下の罰金に処し、またはこれを併科すること。以上であります。

御承知の通り、わが国養蚕業の国内産業に占める特殊な立場にかんがみまして、その生産にかゝる繭糸価格の安定維持のために繭糸価格安定法が立法されて、本三十三生糸年度においては、生糸十九萬圓、繭千四百圓の最低価格が決定されたのであります。しかし、政府の増産指導による繭の増産、一方には、他繊維の進出による繭の減退等もありまして、本年春の国会において、これら繭糸の買入資金の借り入れ限度を四十億圓拡大して、その資金のワケを百六億圓にしたにもかかわりませず、繭糸価格は、繭糸価格安定法の存在をなさず、生糸市場の生糸価格は、十九萬圓を三萬圓も下回る十六萬圓、繭の取引も、千四百圓をはるかに割つて、千二百圓見当のやみ取引が行われるという実情であります。

養蚕農民は、当初、政府保証の千四百圓を、ただ一つのよりどころとして

乾繭共同保管を計画したのであります。が、遺憾ながら、農民には、これを行

う乾繭の設備がありません。一方、製糸業者は、そのあり余つておる乾繭設備等の利用に応じないために、こうした状態の中で、辛うじて共同乾繭のできたものは、政府の発表資料によれば、春繭繭量千五百五十萬貫のうち二百六十萬貫程度、残糸の繭千三百萬貫といふものは、共同乾繭を希望しながらも、施設がないばかりに、やむを得ず、値段もきめないうまま、団体協約によつて製糸会社に引き渡されておる実情であります。もちろん、この間、現金の必要な農民は、千四百圓の保証がされておる繭を一方に見ながら、千二百圓見当で買入れたたかておる、こ

ういふ状況でございます。さらに、これから夏秋蚕を通じて千七百萬貫にも上る繭が生産されようとしております。政府は、こうした実情を異常なる事態といひまして、繭糸価格安定法が存在するにもかかわらず、特に繭糸価格の安定に関する臨時措置法案、こうした臨時立法によつて、これを收拾しようとしておるわけでありまして、養蚕業の根本対策は、もちろん、容易なわざではありませぬ。従つて、政府が今臨時措置法という臨時立法によつてこれに対処することも決して不当とは思へませんけれども、その内容についてみますと、まず第一に、三十三年産の生糸五萬圓を買入れたるために百億圓の限度を設定し、共同乾繭を買入れたるために五十億圓の限度を設定したのであります。が、繭、生糸等の買入れについて、保管会社が無制限に買入れねばならないという保証はどこにもございせん。このことは、

一方において繭千四百圓の最低価格を保証すると言ひながら、一方において資金の限度内においてのみ繭を買入れることであり、その裏を返せば、資金の切れ目は保証の切れ目、こ

ういふことになりまして、このことが、せっかく政府が新しい政策を立案したにもかかわらず、市場において保証価格の下値で堂々と取引が行われておるやうなものであります。どうしても、最低価格を最後まで保証するためには、無制限に買入れという建前が買入れねばなりません。われわれの修正案には、この原案の抜け穴となつてゐる、この抜け穴をふさぐために、会社は、農協連合会からの繭の売り渡し申し込みを拒むことができないのだ、すなわち、無制限に買入れを規定しようとするものであります。

第二に、委員会において、いろいろ質疑を通じて明らかになりましたことは、春繭の大部分である一千三百萬貫が、値段の取りきめもなしに製糸会社に引き渡されてゐる、団体協約による繭の値段についてであります。が、これについて、何らの保証がない。農民が、政府の保証をたよりに、共同乾繭をしようとしながらも、設備がないばかりに、やむなく団体協約によつて引き渡した繭に、政府の保証の恩恵がないといひ、こんなばかた政治があつてはならないと思つております。(拍手)

政府当局は、行政指導によつて何らかの措置をしたといふ、苦しい答弁をされておりますけれども、ほんとうに団体協約による繭に政府の保証を及ぼす考案があるならば、当然その旨をこの法律に明記すべきであり、わが党の修正案が、最低価格以下の繭取引の禁止条

項を挿入したのは、全く、政府与党たる自民党の諸君が、常日ごろ農民、業者に説明し、納得させ、約束しておるその内容を、ただ明文化したにすぎないのであります。(拍手)

第三に、原案の内容は、説明によれば、三十三年産年度の対策であるといつておるわけでありまして、實際は、これは一カ年の対策ではなくして、春蚕のみに對する対策にすぎないのであります。生糸、繭の買入れ限度合せて百五十億圓は、全く春繭の対策で、つづ一ぱいでありまして、夏秋蚕については、二割の自主的減産による供給調整によるものだといふのでありますけれども、これはなかなかできるものではございません。さらに、団体協約による繭の取引について政府の保証がないといふことが明らかになれば、おそろく、夏秋蚕の繭は、団体協約に流れていくのが一つもなくならず、すべてが乾繭共同保管、こ

ういふ方向に進んでくるわけでありまして、しかも、そうした農民には乾繭設備がない。このことは、夏秋蚕の処理を通じて、これはさまたさらに一大混乱を巻き起すのでございませう。最低価格以下の繭取引の禁止は、団体協約による繭の繭の對する最低価格の保証を意味するものでありまして、こ

ういふことが明文化されることになりまして、これは何も心配をしなから共同乾繭の必要はなくなり、すべての団体協約にゆだねられる、かようにわれわれは考えるわけでございます。

第四に、修正案には罰則を挿入いたしました。このことは、いかにも、こうした臨時立法には過酷なように見えますけれども、禁止条項を設け、これ

に罰則がなければ、意味をなしません。しかも、この罰則は、繭糸價格安定法の第十七条にうたつてある罰則と何ら異なるものではないわけであり、これには少しも疑いがないわけであります。

以上、修正案について申し述べたわけでございますが、前にも申しました通り、これらの内容は、手党である自民党の皆さんが、全く、今回の蚕糸業の混乱に対して、農民、業者を説得するために、皆さんが申し述べておるその内容を、そのまま明文化したのにすぎないのである、これに万が一にも賛成できないということになれば、常日ごろの農民、業者に対するあの説明は、約束は、うそいつわりということになるであらうでしょう。(拍手)

何とぞ全員ごぞつて御賛成あらんことを希望いたします。提案の趣旨説明を終るものであります。(拍手)

○副議長(権三郎君) 討論の通告があります。これを許します。高田富之君。

〔高田富之君登壇〕

○高田富之君 私は、日本社会党を代表いたします。ただいま議題になつております繭糸價格の安定に関する臨時措置法案につきまして、社会党の修正案に賛成、政府原案に絶対反対の理由を申し述べたいと考える次第であります。(拍手)

このたびの繭糸價格の暴落に対しまして、応急対策といたしましては、どうしてこのだけのことではぜひ実行いたしたいというのが、一般養蚕農民あるいは関係業者の考えであり、わが党もまた、これを率直に取り上げまして、

基本的な態度を明らかにいたしておる次第であります。

それは、まず第一に、何と申しましたも、安定法の規定に従ひ、政府がしなれば公約いたしております通り、生糸の最低十九万円、繭の最低千四百円というものは、これをいかなるものがあろうとも絶対的に堅持するということ。

第二には、そのために、どうしても国は繭及び生糸の無制限買入れの態度を、その建前を堅持する必要があるということ。

第三には、禁止價格をこえる契約等の禁止を、糸の高値にだけではなく、原料繭の最低値についても設定する必要があるということ。

第四には、繭取引の団体協約による協定掛目は、最低保証繭値を下回るものがないようないことを、制度的に保証しなければならぬということ。

第五には、繭の共同保管のための乾繭に利用できる道を制度化する必要があるということ。

第六には、政府の現に企図しております養蚕買上げ、それから桑園整理などの生産制限措置につきましては、養蚕農民及び養蚕、桑苗などの業者に対する国の補償を明らかにしなければならぬ。ことに、桑園の作付転換につきましては、畑地灌溉等の土地改良、営農資金の確保、畑作農産物の價格安定など、畑作振興のために格段の措置を講ずることが必要であつて、それらの措置を伴わなければ、単なる生産制限というよりなことは、断じて行なつてはならぬということでありまして、(拍手)

今回わが党が提出いたしました修正案におきましては、このうち差しあ

たつてぜひ実行しなければならぬという最低限のところを繰り込んだものでありまして、この点につきましては、先ほど提案理由の説明にありましたが、ぜひ党派を越えて御賛同をいただきたいのでございまして。(拍手)

この原案につきましては、私は、遺憾ながら、原案が、この糸の十九万円、繭の千四百円というものを確実に保証しておらないから、賛成するわけには参らないのであります。今回の臨時緊急措置は、何としましても、政府が内外に対して何べんも何べんも公約いたしております最低繭値、糸価というものを断固として維持する、一円でもこれを下回らせないという非常な決意を、この臨時措置法によつて内外に示すことが、唯一の今回における措置でなければならぬのであります。(拍手)

しかるに、糸の百億というものは、これは、今までの実績から見まして、大体六、七、八、九の四カ月くらいで、消えてなくなる額であります。また、この五十億の繭の買入れ資金というものは、現在共同乾繭されております養蚕の量に見合ふということでありまして、少くも、共同保管量がふえれば直ちに足らなくなつてしまふ。ましてや、夏秋養蚕に至つては、びた一文の用意もないのであります。

こういふわけでありまして、結局、夏秋養蚕以後につきましては、先ほどの御説明の通り、二割の繭の生産制限、これによる需給調整ということに、もつぱらたよつておるわけでありまして、一体、製糸工場や織物工場に対しまして、製造の制限をする、あるいは設備の制限をするというよりなことは、工

業でありますから、比較的簡単にできるのは当然であります。しかも、この場合におきましても、生糸の製造、設備制限の際には、補償を与えておる。今回におきましても、蚕糸業者に対しては、繭糸を買上げ上げる。こういふふうに補償の道を講じておる。しかも、繭の方、繭の方から制限をしを参りまして、ほきている桑をそのままほつたらしておいて、びた一文の補償もしない。一体、こういふことが政治でありますか。(拍手)私は、自由民主党には農政はないと断ぜざるを得ないのであります。(拍手)この今日の低

能率桑園を整理するとかなんとか言つておりますけれども、農産物價格が軒並みに下落をいたしておりますとき、地味のやせた山間地帯におきまして、唯一の、とうとう現金収入の道として営んでおるこの桑園を、ただ養蚕の自主的な措置によつて制限するなどといひまして、制限のできる道理がありません。安くなつても、なおかつ、一粒でもよけいの繭をとらなければ立つていけないのが、今日の養蚕農民の実態であります。

去る六月の十七日、東京におきまして、全国の養蚕団体の代表者約二千名が参集をいたしました。そうして、この繭の二割生産制限というのことに對しましては、当初、理事の方々は、原案として、政府の方針に賛成するかのとき案を出されたが、全国の農民代表は、これに對しては、直ちに、心の底からの憤りを持って、二割制限絶対反対を全会一致をもって決定したことは、皆さん御承知の通りであります。私も、このよりなことに、すでに二割減産するものとして幾

字を並べて、需給の均衡はとれるから價格は安定するであらうなどという、官僚式な、でたらめな机上プラン、これに基く今回の法案のごときも、のには、断じて賛成するわけには参りません。(拍手)でありますから、いみじくも、企業家は、今回のこの法案は、要するに、あまりねだられるので、仕方がないから、よりやく百五十億の金を投げ出した、これでどうにかしてくれ、あとはなるようにまかせ、あとはもう政府に泣きつかないでくれという手切れ金法案であると批評しておるのであります。(拍手)

さて、ただいま、この春繭につきましては、政府の態度がさうなものではありませんから、ほんとうに政府はもはやたよりにならぬというので、乾繭の設備はなし、政府が指導してくるでもなし、万やむを得ず、全国で千数百万貫という膨大な繭が、ほとんど実勢相場によつて製糸業者に売り渡すことを内諾したまま、製糸工場に渡されておる状態にあります。

今まで、政府は、蚕糸業の振興五カ年計画というものを実施いたしまして、毎年百万貫程度の繭の増産を奨励して参りました。今年まで一生懸命に地方庁もそれを指導し、農民もその氣になつて増産をやつて参りました。そうして作つた繭は、全部政府の指導によりまして、団協の方法によつて、これを掛目協定で製糸会社に売り渡すという強力な指導をやつてきたのであります。この強力な指導に正直に従つて、そうして果敢たる養蚕に一本に繭を集めて製糸に渡してきたところは、今までは売り手市場でありまして、よそへ売れば高く売れるものを、わざわざ

字を並べて、需給の均衡はとれるから價格は安定するであらうなどという、官僚式な、でたらめな机上プラン、これに基く今回の法案のごときも、のには、断じて賛成するわけには参りません。(拍手)でありますから、いみじくも、企業家は、今回のこの法案は、要するに、あまりねだられるので、仕方がないから、よりやく百五十億の金を投げ出した、これでどうにかしてくれ、あとはなるようにまかせ、あとはもう政府に泣きつかないでくれという手切れ金法案であると批評しておるのであります。(拍手)

さて、ただいま、この春繭につきましては、政府の態度がさうなものではありませんから、ほんとうに政府はもはやたよりにならぬというので、乾繭の設備はなし、政府が指導してくるでもなし、万やむを得ず、全国で千数百万貫という膨大な繭が、ほとんど実勢相場によつて製糸業者に売り渡すことを内諾したまま、製糸工場に渡されておる状態にあります。

今まで、政府は、蚕糸業の振興五カ年計画というものを実施いたしまして、毎年百万貫程度の繭の増産を奨励して参りました。今年まで一生懸命に地方庁もそれを指導し、農民もその氣になつて増産をやつて参りました。そうして作つた繭は、全部政府の指導によりまして、団協の方法によつて、これを掛目協定で製糸会社に売り渡すという強力な指導をやつてきたのであります。この強力な指導に正直に従つて、そうして果敢たる養蚕に一本に繭を集めて製糸に渡してきたところは、今までは売り手市場でありまして、よそへ売れば高く売れるものを、わざわざ

字を並べて、需給の均衡はとれるから價格は安定するであらうなどという、官僚式な、でたらめな机上プラン、これに基く今回の法案のごときも、のには、断じて賛成するわけには参りません。(拍手)でありますから、いみじくも、企業家は、今回のこの法案は、要するに、あまりねだられるので、仕方がないから、よりやく百五十億の金を投げ出した、これでどうにかしてくれ、あとはなるようにまかせ、あとはもう政府に泣きつかないでくれという手切れ金法案であると批評しておるのであります。(拍手)

さて、ただいま、この春繭につきましては、政府の態度がさうなものではありませんから、ほんとうに政府はもはやたよりにならぬというので、乾繭の設備はなし、政府が指導してくるでもなし、万やむを得ず、全国で千数百万貫という膨大な繭が、ほとんど実勢相場によつて製糸業者に売り渡すことを内諾したまま、製糸工場に渡されておる状態にあります。

今まで、政府は、蚕糸業の振興五カ年計画というものを実施いたしまして、毎年百万貫程度の繭の増産を奨励して参りました。今年まで一生懸命に地方庁もそれを指導し、農民もその氣になつて増産をやつて参りました。そうして作つた繭は、全部政府の指導によりまして、団協の方法によつて、これを掛目協定で製糸会社に売り渡すという強力な指導をやつてきたのであります。この強力な指導に正直に従つて、そうして果敢たる養蚕に一本に繭を集めて製糸に渡してきたところは、今までは売り手市場でありまして、よそへ売れば高く売れるものを、わざわざ

字を並べて、需給の均衡はとれるから價格は安定するであらうなどという、官僚式な、でたらめな机上プラン、これに基く今回の法案のごときも、のには、断じて賛成するわけには参りません。(拍手)でありますから、いみじくも、企業家は、今回のこの法案は、要するに、あまりねだられるので、仕方がないから、よりやく百五十億の金を投げ出した、これでどうにかしてくれ、あとはなるようにまかせ、あとはもう政府に泣きつかないでくれという手切れ金法案であると批評しておるのであります。(拍手)

昭和三十三年六月二十七日 衆議院會議録第八号 議長の報告

集めて、安い掛目協定で、莫大な中間口銭を養蚕その他の団体に払って渡してきた。それが、この段階に至って、なるほど、団協というものは、いざというときにはいいんだというのを証明できないのでは、これは問題であります。ですから、一番正直にやっています。たとえば、埼玉県のときは、百五十万貫の繭のうちで、乾繭されておるの、わずか五万貫、ほとんど全部が、団協によって製糸会社のふところに入っております。この繭に對しましては、政府は、いかなることがあろうとも、乾繭された繭と同じに、千四百円、八千七百五十円以上をもつて売るのでなければ、今まで政府は一体何を指導してきたか、こういうことになるのであります。(拍手)しかるに、こうして無防備のまま、製糸業者に渡されまして繭の最低値の保証はないのでありますから、このままでは、実勢相場によって仕切られるのは、これはもう当然であります。私も、こういう点に大きな抜け穴があり、全く今度の法案というものが欺瞞的なものであるといわざるを得ないのであります。さて、さらに、今後、共同乾繭によって価格の保証をしようというのでありますけれども、乾繭施設の提供を拒否した場合に、何らこれに對する指導法がない。制度がありません。安定法が一番大きな抜け穴はこれでありまして、これを応急措置によってふさがなければ、これは、本生糸年度全体を通じまして、今回の春繭の経験にかんがみまして、養蚕からはずいというところのないようにするために、どうしてもこの点についての保証が必要であります。

また、今回の買入れ資金を増額いたしましたして二百億円と修正案でいたしましたのは、これは自由民主党の主張をそのまま取り入れたものでございす。(発言する者あり)私は、今日の法案を提案された政府の最大の欠陥は、業界がこれを信用せず、先行き不安ということ、現に相場がこれを証明しておる通り、十九万円に落ちて参りませんのは、政府の態度というものが、養糸業に對しまして、基本的に今動揺を続けておる。確固不動の養糸業振興政策というものを持っていないところに基本的な欠陥があるといわざるを得ないのであります。(拍手)この養糸業につきましては、どうしても、生糸製造業、それから内需織物業、輸出織物業等に対する適切な恒久的な政策を講ずるとともに、農業政策の一環としての養蚕業に對しては、また格段の異なった立場から、たとえば、將來やむを得ざる場合には、当分の間二重価格制度等を施行いたしまして、これを維持しつつ、全体としての養糸業の発展を期するといふような基本的な態度を確立して、これを関係業者に、また内外全般にわたって強く表明することが、今日非常に重要であると考える次第であります。(拍手)

私は、今回の法案が、そのような意味におきまして、基本的にはよろめき統けておる政府の養糸行政の現われとして、何ら緊急対策の実をなさざる欺瞞法案として、この政府原案には、全国の農民とともに、また全国の関係業者とともに、断固として反対し、修正案に全会一致御賛同あらんことを訴えて終る次第であります。(拍手)

○副議長(椎熊三郎君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。

まず、本案に對する栗原俊夫君外十五名提出の修正案につき採決いたします。栗原俊夫君外十五名提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(椎熊三郎君) 起立少数。よつて、修正案は否決されました。

次に、本案につき採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(椎熊三郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○副議長(椎熊三郎君) 本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十七分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣	岸 信介君
大蔵大臣	佐藤 榮作君
文部大臣	澤田 弘吉君
農林大臣	三浦 一雄君
國務大臣	池田 勇人君
國務大臣	三木 武夫君

○朗讀を省略した報告

一、去る二十四日本院は衆議院議員寺島隆太郎君、同成田知巳君、同日野吉夫君、同平野三郎君、同松澤雄蔵君及び参議院議員鈴木万平君が米価審議会委員に就くことができること議決した旨内閣に通知した。

(政府委員承認)

一、去る二十四日星島議長は岸内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

郵政省郵務局長 坂野 學

(政府委員任命通知受領)

一、岸内閣総理大臣から星島議長宛、去る二十四日議長において承認した坂野學を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(要求書受領)

一、去る二十五日、内閣から、肥料審議会委員に本院議員足立篤郎君、同重政誠之君、同永井勝次郎君、同三宅正一君及び参議院議員河野謙三君を任命したので、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。

(常任委員辞任)

一、去る二十四日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員 廣瀬 勝邦君 森 三樹二君

社会労働委員 中川 俊思君 篠田 弘作君

予算委員 篠田 弘作君 山崎 巖君

岡田 春夫君 森 三樹二君

大倉 三郎君 田中 正巳君

廣瀬 勝邦君

一、去る二十五日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 辻 政信君 石田 博英君

外務委員 石田 博英君 高田 富之君

辻 政信君

文教委員 濱野 清吾君 長谷川 保君

社会労働委員 吉川 兼光君

農林水産委員 加藤常太郎君 栗林 三郎君

中村 時雄君 西村 閑一君

商工委員 鈴木 一君 栗原 俊夫君

通信委員 佐々木良作君

予算委員 八木 一郎君 松平 忠久君

一、昨二十六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 勝岡田清一君

文教委員 福井 順一君 原 彪君

松前 重義君 久野 忠治君

社会労働委員 鈴木 一君 日野 吉夫君

農林水産委員 吉川 兼光君

商工委員 池田 龍治君 河野 正君

運輸委員 久野 忠治君 福井 順一君

建設委員 小松 幹君

久野 忠治君

一、去る二十四日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

(常任委員補欠選任)

横山 利秋君 中村 時雄君

上林與市郎君

一、去る二十五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

大蔵委員 森 三樹二君 廣瀬 勝邦君

社会労働委員 篠田 弘作君 中川 俊思君

予算委員 田中 正巳君 大倉 三郎君

佐々木良作君 廣瀬 勝邦君

山崎 巖君 篠田 弘作君

森 三樹二君

一、去る二十五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 石田 博英君 辻 政信君

外務委員 辻 政信君 西村 閑一君

石田 博英君

昭和三十三年六月二十七日 衆議院會議録第八号 議長の報告

文教委員 加藤 精三君 社会労働委員 農林水産委員 八木 一郎君 松平 忠久君 商工委員 通信委員 予算委員 決算委員 加藤常太郎君 一、昨二十六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。 法務委員 文教委員 久野 忠治君 川村 継義君 社会労働委員 農林水産委員 商工委員 運輸委員 河野 正君 建設委員 福井 順一君 予算委員 決算委員 勝間田清一君 松前 重義君	受田 新吉君 鈴木 一君 栗原 俊夫君 高田 富之君 吉川 兼光君 栗林 三郎君 長谷川 保君 中村 時雄君 飛鳥田一雄君 小松 幹君 福井 順一君 吉川 兼光君 中村 時雄君 鈴木 一君 池田 禎治君 久野 忠治君 原 彰君 日野 吉夫君	国家公務員法等の一部を改正する法律案(飛鳥田一雄君外十名提出) 地方公務員法の一部を改正する法律案(川村継義君外十名提出) 所得税法の一部を改正する法律案(佐藤朝次郎君外十三名提出) 昭和三十三年の夏季の賞与に対する所得税の臨時特例に関する法律案(平岡忠次郎君外十三名提出) 一、今二十七日議員から提出した議案は次の通りである。 繭糸価格の安定に関する臨時措置法案に対する修正案(栗原俊夫君外十五名提出) (議案付託) 一、去る二十四日委員会に付託された議案に次の通りである。 繭糸価格の安定に関する臨時措置法案(内閣提出第五号) 農林水産委員会 付託 一、昨二十六日委員会に付託された議案は次の通りである。 臨時税制調査会設置法案(横山利秋君外十一名提出、衆法第三号) 内閣委員会 付託 (議案送付) 一、昨二十六日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 臨時税制調査会設置法案(横山利秋君外十一名提出) (質問書提出) 一、去る二十五日議員から提出した質問主意書は次の通りである。 特殊販売機関等に関する質問主意書(春日一幸君提出) 一、昨二十六日議員から提出した質問主意書は次の通りである。 東富士演習場転換期における土地返還等に関する質問主意書(勝間田清一君提出)
--	---	---

衆議院會議録第六号中正誤

ページ 段 行
二五 四 負担方 誤 正
負担分

明治二十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定價 一部 十五円
(但し良價紙は二十円)
(郵送料別)
発行所 東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段(四三)三三三三